

参議院

保険業法改正案、修正なしで可決

政省令、注目される実務指針の明確化



日刊(但土曜日曜祝日休刊)
定価1カ月4,000円(送料+税込み)

発行所

保険毎日新聞社

東京都千代田区岩本町1丁目4番7号

〒101-0032

電話 03(3865)1401(代表)

振替 00140-6-70860

©保険毎日新聞社

共済規制に関する保険業法改正案が11月12日、参議院本会議で全会一致で可決・成立した。悪質な共済を取り締まる目的で施行された2005年の改正保険業法で、根拠法のない共済の廃止により業務を続けることが難しくなつて公益法人や任意団体を救済するため、05年改正時に共済事業を行つていた団体を一定の条件のもとで「認可特定保険業者」と位置付ける。衆議院で改正法の見直し時期について、「適当な時期」を「施行後5年めど」と修正した以外に参院での修正はなかつた。今後、監督する行政庁の共通のガイドラインや政省令などで規定が設けられるものと見られる。運用基準や審査フォーマットなど実務指針がどこまで明確化されるのかが注目されている。

改正法は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人などを継続できるようにするとともに、保険契約者保護などを考慮するため、保険業法改正案では、保険業法の規定の実施状況や共済の観点から必要な規制を整備する必要があることを勘案し、必要がある場合に所要の措置を講ずることとした。法第4条には、政

早期成立も課題残る

共済事業を実施することが認められる「認可特定保険業者」は、主務省令で定める方法で算定される純資産額、理事者の監事の氏名、特定保険業以外の業務を行いう場合の業務内容、事務所の所在地などを行政庁に提示するほか、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料と責任準備金の算出方法書

などが明記された。

共済事業を実施することが認められる「認可特定保険業者」は、主務省令で定める方法で算定さ

れる純資産額、理事者の監事の氏名、特定保険業以外の業務を行いう場合の業務内容、事務所の所在地などを行政庁に提示するほか、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料と責任準備金の算出方法書

など保険会社並みの資料の提出が必要となる。定款の規定が法令に適合しない社団法人や財団法人、団法人や財団法人、理事会を設置しない社団法人、05年の改正保険業法により認可を取り消された社団法人や財団法人、05年の改正法の規定に反して実刑が課せられて5年が経過していない社団法人や財団法人などは「認可特定保険業者」と認めない

ものとした。法律は速やかに成立したが、課題も残されてい

る。認可特定保険業者と認められない少額短期保険業者の公平性の問題について、「5年後の見直しでは長過ぎる」との声も挙がっている。ま

た、今後、共済事業を継続する公益法人が増えることが予測されるが、共済事業を遂行するための

原資として必要な資産額は明確化されていない。公益法人は公益事業、収益事業、共済事業それぞれの資産の仕分けを明確化しなければ法人に移行

できないが、共済事業にどれほどの資産を確保し、基金としてどの程度移行するのか、準備金としてどれだけ残せばよいのかが不明となつて

る。今後、保険業法施行規則や内閣府令などが改正され、それに基づいてガイドラインが作成されるが、ガイドラインがどこまで実際の審査に活用できるものになるかが焦点となる。金融庁は「ガイドラインは現在作成中で、いつ出せるかは未定」としている。

できないが、共済事業にどれほどの資産を確保し、基金としてどの程度移行するのか、準備金としてどれだけ残せばよいのかが不明となつて